☆ CRA対応で求められる実務と技術文書・体制整備を体系的に学ぶ！

セミナーNo.610112

Live配信 または アーカイブ配信

EUサイバーレジリエンス法（CRA）の適用範囲と対応の進め方

― 自社が対象か？何から始めるか？初動対応のポイント―

●日　時：2026年10月9日(水) 10:00～16:00
●会　場：Zoomを使用したLive配信
※アーカイブ配信は10/19～10/29に実施

●聴講料：1名につき 55,000円（消費税込、資料付）
〔1社2名以上同時申込の場合のみ１名につき49,500円（税込）〕
〔大学、公的機関、医療機関の方には割引制度（アカデミック価格）があります。〕

●講師：(株)アトリエ　サイバーセキュリティアシュアランス事業部　事業部長　杉山 歩　氏

【講座主旨】EU（欧州）では、あらゆるデジタル製品にサイバーセキュリティ対策を義務付ける「サイバーレジリエンス法（Cyber Resilience Act：CRA）」の策定が進んでおり、早ければ今年中に発効され、その36か月後には法規制が開始される見込みです。そして、この法規に違反した企業には巨額の罰金が科されることがあります。
サイバーセキュリティに関連する法規と言えば、2021年にUN　ECE（国連欧州経済委員会）より発行されたUN-R155が記憶に新しいですが、UN-R155の対象が自動車のみであったのに対して、CRAでは「あらゆるデジタル製品」が対象となります。つまり、それは欧州に製品を輸出する全ての企業にて対応が必要となることを意味しています。
本セミナーでは、まずCRAによる法規制の動向から各種要求事項について解説します。その後、それらの要求事項を満たすために必要となる様々な取り組みについて事例を交えて紹介します。なお、サイバーセキュリティ対策の事例については、先行して取り組みが進んでいる自動車業界の事例を参考とします。

【講座内容】

１．Cyber Resilience Act（CRA）とは？
(1)CRA策定の背景と目的
(2)CRAの概要
　a.デジタル製品の開発＆生産に関する必須要件
　b.デジタル製品の脆弱性対応プロセスに関する必須要件
　c.当局による市場監視の実施
(3)CRAの対象となる製品
　a.重要だがリスクの低いデジタル製品（CLASS I）
　b.重要でリスクの高いデジタル製品（CLASS II）
　c.その他、重要でないデジタル製品
(3)CRAへの適合評価の方法
　a.自己適合宣言
　b.第三者による型式審査＆生産管理
　c.第三者による品質保証システムの審査
(4)CRAによる規制が開始されるまでのスケジュール
(5)CRAに違反した場合の罰則

２．Cyber Resilience Act（CRA）における製造業者の義務
(1)デジタル製品に実装すべきサイバーセキュリティ対策
　a.デジタル製品にリスクアセスメントの実施
　b.リスクに応じたサイバーセキュリティ対策の実施
　c.ハード＆ソフトの設計・開発時に適用が必要な要求事項
　d.サプライチェーンを通じたサイバーセキュリティの保証
(2)デジタル製品の脆弱性に対処するための仕組み
　a.デジタル製品の脆弱性の特定と文書化
　b.デジタル製品のSBOMを利用した脆弱性管理
　c.デジタル製品に対するセキュリティアップデートの実施
　d.脆弱性とセキュリティアップデートに関する情報公開
(3)デジタル製品の製造業者に課せられる報告義務
　a.ENISAに対する脆弱性／インシデント情報の報告
　b.ユーザに対する脆弱性／インシデント情報の通知
　c.OSSの管理団体に対する脆弱性情報の通知

３．Cyber Resilience Act（CRA）への適合に必要な技術文書
(1)技術文書を体系的に作成するためのCSMS
　（Cyber Security Management System）
(2)デジタル製品に対する脅威分析と
　リスクアセスメント結果の事例
(3)デジタル製品のサイバーセキュリティアーキテクチャの事例
(4)デジタル製品に対する脆弱性分析／脆弱性評価結果の事例
(5)デジタル製品のセキュリティアップデート機能の事例
(6)デジタル製品のSBOMの作成事例

４．Cyber Resilience Act（CRA）への適合に必要なP-SIRTの仕組み
(1)P-SIRT活動を実施するための体制
(2)P-SIRT活動を実施するためのプロセス
　a.脆弱性／インシデント情報を調査＆収集するプロセス
　b.脆弱性／インシデント情報に対する
　　脆弱性分析を実施するプロセス
　c.脆弱性／インシデント情報の
　　リスクアセスメントを行うプロセス
　d.脆弱性／インシデント情報の対処を行うプロセス
　e.脆弱性情報を外部へ開示するためのプロセス

【質疑応答】

「EUサイバーレジリエンス」セミナー申込書

（Live配信/アーカイブ配信　下記のいずれかに☑を入れてください）

☐ Live配信　（No610112）　　開催日：10／7

☐ アーカイブ配信（No.610165）　　配信期間：10／19～10／29

・申込書に必要事項をご記入の上、FAX（03-5436-7745）にてお申込みください。
・ホームページからも申込できます。 https://www.gijutu.co.jp/

会社名		事業所・事業部	
住所	〒		
TEL		携帯電話	
	所属部課	氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）	E-mail
受講者1			
受講者2			

今後ご希望しない案内方法に×印をしてください（現在案内が届いている方も再度ご指示ください）
〔 郵送(宅配便)・ ショートメッセージ(携帯電話)・ e-mail 〕

個人情報の利用目的
・セミナーの受付、事務処理、アフターサービスのため　　・今後の新商品、新サービスに関するご案内のため
・セミナー開催、運営のため講師へもお知らせいたします

技術情報協会
TECHNICAL INFORMATION INSTITUTE CO.,LTD.
申込専用FAX 03-5436-7745

●申込方法
1. 申込書が届き次第、請求書・聴講券・会場案内図をお送りいたします。
2. お申し込み後はキャンセルできません。
　受講料は返金いたしませんので、ご都合の悪い場合は代理の方がご出席ください。
3. 申込み人数が開催人数に満たない場合等、状況により中止させて頂くことがございます。
4. 定員になり次第，申込みは締切となります